

一般社団法人日本睡眠改善協議会

睡眠改善指導者大学認定規約

(目的)

第1条 日本人の多くが睡眠に不満を感じており、さまざまな快眠技術や睡眠改善策の提案が社会的急務となっている。これに対応するため、一般社団法人日本睡眠改善協議会（以下、日本睡眠改善協議会）は、科学的研究成果が明確な知識と技術を、具体的に誰もが理解し納得ができ、洗練された睡眠改善策として、実践と普及に貢献できる人材を育成することを目的として、睡眠改善指導者の認定制度を設けた。ここで育成された人々が提案する睡眠改善策は、科学的知識と技術に裏打ちされたものであり、科学の進歩にあわせて常に進歩発展するものである。2006年の第1回睡眠改善指導者認定より5年が経過し、睡眠改善指導者として認定された睡眠改善インストラクターのなかには、経験を積み重ねより専門的な知識を習得し、睡眠改善インストラクターの指導に携わる中級指導者も2011年10月に誕生した。そこで日本睡眠改善協議会は、睡眠改善指導者の人材育成の一層の進展を推し進めることとし、指定大学において所定の単位を修得した学生に睡眠改善指導者認定試験の受験資格を付与し、認定試験に合格した者に睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）の資格を授与する認定事業を実施することとした。日本睡眠改善協議会に睡眠改善指導者大学認定受験資格審査委員会、睡眠改善指導者大学認定試験委員会および大学認定委員会を設ける。大学認定委員会の審査結果に基づき、日本睡眠改善協議会の理事長が睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）の認定証を交付する。

(資格の認定)

第2条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）の資格を取得しようとするものは、日本睡眠改善協議会の定める認定試験に合格しなければならない。

第3条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）は、日本睡眠改善協議会の定める睡眠改善指導者行動倫理規定に従わなければならない。

第4条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）の認定資格の更新においては、日本睡眠改善協議会の定める規約に従わなければならない。

（資格の更新）

第5条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）の認定資格は、5年ごとに更新し、資格の更新を受けるための条件は、前回の認定後の5年間の期間に、日本睡眠改善協議会の指定する学会、講習会への2回以上の参加とする。日本睡眠改善協議会の指定する学会、講習会に参加できなかった場合には、その理由書を提出すること。その理由書を評議員会が審査し、更新の条件につきレポートの提出など特別な配慮を加えることができる。

（睡眠改善指導者認定資格の取り消し）

第6条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）は、日本睡眠改善協議会の定める認定規約に従わない場合には、睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）の認定資格を取り消す。

第7条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）は、日本睡眠改善協議会の定める睡眠改善指導者行動倫理規定に反する行為があった場合には、日本睡眠改善協議会社員総会の過半数の同意によって睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）の認定資格を取り消す。

第8条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）は、日本睡眠改善協議会の定款に反する行為があった場合には、日本睡眠改善協議会社員総会の過半数の同意によって睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）の認定資格を取り消す。

第9条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）としてふさわしくない行為のあったものに対しては、日本睡眠改善協議会社員総会の過半数の同意によって睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）の認定資格を取り消す。

（睡眠改善指導者認定規約の変更）

第10条 本認定規約は、社員総会の過半数の議決をもって変更することができる。

附則 1. 本認定規約は、平成23年12月1日より施行する。

附則 2. 大学認定睡眠改善インストラクターは、JOBSの正会員への申請資格は有さないものとする。

一般社団法人日本睡眠改善協議会
睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定委員会
規定

（目 的）

第1条 一般社団法人日本睡眠改善協議会（以下、JOBS）定款第9章第40条の規定と庶務規定第15条により睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定委員会（以下、「認定委員会」という）を設置しその規定を定める。

（構 成）

第2条 認定委員会の委員（以下、「認定委員」という）は、睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定試験委員会（以下、「試験委員会」という）の委員長を含む理事により構成される。

2 認定委員会の委員長は、認定委員の互選により選出する。

（業 務）

第3条 認定委員は、認定試験の受験生について、睡眠改善指導者としての適性を評議し認定を行う。

2 認定委員は、上記業務において試験委員会の採点結果と合否の判定を厳正に受けとめ業務を行わなければならない。

（認定委員会規定の変更）

第4条 本規定は、社員総会の過半数の議決をもって変更することができる。

附則1. 本規定は、2011年12月1日より施行する。

一般社団法人日本睡眠改善協議会
睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定試験委
員会規定

（目 的）

第 1 条 一般社団法人日本睡眠改善協議会（以下、JOBS）の定款第 9 章第 40 条の規定と庶務規定第 15 条により睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定試験委員会（以下、「試験委員会」という）に関する規定を定める。

（構 成）

第 2 条 試験委員会の委員は、試験の中立性を保つため学術参与会員より選出する。

2 試験委員会の委員長は、試験委員会委員（以下、「試験委員」という）の互選により選出する。

（業 務）

第 3 条 試験委員は、認定試験の問題および出題範囲の作成、保管、実施、採点を行う。

2 試験委員会の委員長は、睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定委員会（以下、「認定委員会」という）の委員長に採点結果と可否を通知する。

（試験委員会規定の変更）

第 4 条 本規定は、社員総会の過半数の議決をもって変更することができる。

附則 1. 本規定は、2011 年 12 月 1 日より施行する。

一般社団法人日本睡眠改善協議会
睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定試験受
験資格規定

第1条 一般社団法人日本睡眠改善協議会（以下、JOBS）の定款第4条第2項の規定に基づき行われる睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定試験の受験資格に係わる規定を定める。

第2条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定受験資格審査委員会の定める学業単位を取得あるいは取得見込みの者に受験資格を付与するものとする。

第3条 睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定試験受験資格規定は、社員総会の過半数の議決をもって変更することができる。

附則1．本規定は2011年12月1日より施行する。

附則2．受験資格は、睡眠改善学に直結する講義2単位以上、睡眠改善学の基礎あるいは応用に係わる単位を3科目6単位以上取得あるいは取得見込みであること。なお、受験資格に係わる単位のシラバスは、すべて審査委員会の承認を受けているものであること。

附則3．受験者は、受験申請書とともに、受験に係わる単位を取得したことを証明する大学の成績証明書（コピー可）あるいはそれに代わる証明書を提出すること。受験日までに単位取得に係わる成績証明書あるいはそれに代わる証明書の発行が難しい場合には、所属大学の睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定試験担当教員の単位取得見込証明書を提出し、指定期限内に成績証明書（コピー可）あるいはそれに代わる証明書を提出すること。指定期限は、年度ごとにJOBSが定めるものとする。指定期限内に、単位取得に係わる成績証明書（コピー可）あるいはそれに代わる証明書を提出できない場合には、認定試験で合格得点に達していた場合でも不合格とするものとする。

一般社団法人日本睡眠改善協議会
睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定受験資格審査委員会規定

第1条 一般社団法人日本睡眠改善協議会（以下、JOBS）の定款第4条第2項の規定に基づき行われる睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定受験資格審査委員会（以下、「審査委員会」という）を設置しその規定を定める。

（構成）

第2条 審査委員会の委員（以下、「審査委員」という）は、睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定試験委員会（以下、「試験委員会」という）の委員長を含む学術参与評議員により構成される。

2 審査委員会の委員長は、審査委員の互選により選出する。

（業務）

第3条 審査委員は、睡眠改善指導者（大学認定睡眠改善インストラクター）認定（以下、「大学認定」という）の受験を希望する者について、指定大学において所定の単位を取得あるいは取得見込みであることを審査する。

2 審査委員長は、審査結果を試験委員会の委員長に通知する。

3 審査委員会は、受験資格を申請する大学の受験に係わる単位の講義シラバスを審査し承認を与えるものとする。

（認定委員会規定の変更）

第4条 本規定は、社員総会の過半数の議決をもって変更することができる。

附則1. 本規定は、2011年12月1日より施行する。